

## 板橋区創造都市推進会議設置要綱

令和7年10月1日区長決定

### (用語の定義)

第1条 この要綱において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 創造都市

市民の創造活動の自由な発揮に基づいて、文化と産業における創造性に富み、同時に脱大量生産の柔軟な都市経済システムを備え、グローバルな環境問題や、ローカルな地域社会の課題に対して、創造的問題解決を行えるような「創造の場」に富んだ都市のことである。

#### (2) 絵本のまち板橋

「絵本のまち板橋」は、絵本の創造性やデザインを活かしたまちづくりの視点である。絵本の拠点施設や印刷・製本業等の地域資源を活かし、福祉・教育・産業等、区内の様々な分野の横断的な連携を強化するとともに、国際的な発信や文化交流を活発化させ、創造都市の実現をめざすものである。

#### (3) ユネスコ創造都市ネットワーク(UCCN)

経済的、社会的、文化的、環境的側面において、創造性を持続可能な開発の戦略的要素として認識している都市間の協力を強化することを目的として2004年にユネスコが創設したネットワークのことである。

### (設置)

第2条 区が創造都市を推進するにあたり、「絵本のまち板橋」やユネスコ創造都市ネットワークへの加盟に向けた取組の推進を効果的に進めるため、板橋区創造都市推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関して検討を行い、その結果に基づいて、区長に提言を行うことができるものとする。

- (1) 創造都市に関すること。
- (2) 「絵本のまち板橋」に関すること。
- (3) ユネスコ創造都市ネットワークに関すること。
- (4) その他、区長が必要と認めること。

(組織)

第4条 推進会議は、区長が委嘱又は任命する委員(以下「委員」という。)をもって組織する。

- 2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(連絡調整会議)

第7条 推進会議の円滑な運営を図るため、推進会議に連絡調整会議を設置する。

(部会)

第8条 専門的事項を調査検討するため、推進会議に必要な応じて部会を置くことができる。

(オンライン出席)

第9条 委員は、映像及び音声の送受信により即時にその状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって推進会議に出席することができる。

(謝礼)

第10条 推進会議の構成員及び第7条、第8条に規定する者(区職員である者を除く)へ、予算の定めるところにより謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第11条 推進会議及び連絡調整会議、部会の庶務は、政策経営部創造都市デザイン課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 「絵本のまち板橋」有識者懇談会実施要綱(令和5年1月26日区長決定)は廃止する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。